

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和8年3月4日(水)午前11時5分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第18号 三次市条例の読点の表記を改める条例(案)
 - 議案第20号 三次市旅費支給条例(案)
 - 議案第21号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第22号 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)
 - 議案第34号 三次市過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第39号 工事請負契約の一部変更について
 - 議案第42号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 4 出席委員 山田真一郎、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹
- 5 欠席委員 伊藤芳則
- 6 説明のため出席した職員
 - 【総 務 部】 桑田総務部長、瀧熊総務課長、中村職員係長、清水行政係長
 - 【危機管理監】 山田危機管理監、石田危機管理課長、林危機管理係長
 - 【地域共創部】 呑谷地域共創部長、伊藤まちづくり交通課長、貞末自治交通係長
 - 【布野支所】 牧原布野支所長
 - 【経営企画部】 笹岡経営企画部長、加藤企画調整課長、永迫企画調整係長
- 7 議 事

午前11時5分 開会

○山田副委員長 改めまして、おはようございます。それでは、連合審査会に引き続いて総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、伊藤委員長から一身上の都合により欠席したい旨、届出がありましたので、ご報告いたします。本日は、委員会条例第十条の規定により、副委員長である私、山田が代理を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員会審査日程について申し上げます。審査日程はすでにお示ししています、審査次第のとおり、変更はございません。総務常任委員会に付託されました9議案のうち、先ほど連合審査会にて審査となりました議案第34号ほか8議案について、それぞれの所管ごとに説明を受けた後、質疑を行い、その後、議案第22号に係る現地確認を行います。現地確認後、こちらへ戻って参りまして、議案毎に採決を行います。なお、質疑に関しましては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、議案第18号「三次市条例の読点の表記を改める条例(案)」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田部長。

○桑田総務部長 はい。それでは議案第18号「三次市条例の読点を改める条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、国の公用文及び社会一般の文書における、読点の表記の実態等に鑑みまして、公布済みの条例に用いられている読点の表記を改めるため、条例制定するものでございます。その改正内容は、現在公布されております条例に使用されている読点の表記を、コンマから点に改めるものでございます。施行日につきましては、令和8年4月1日とするものでございます。また、条例の施行に合わせまして、規則等についても同様に改正し、表記を改めるとともに、今後、市が作成します公用文につきましても規定を改正し、点を使用して参ります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○山田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

徳岡委員。

○徳岡委員 はい。1点質問させてください。この改正にあたって、システム改修だったり、その予算を伴うようなことが発生するのか、1点お伺いします。

○山田副委員長 瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。本市の条例・規則等につきましては、例規システムというもので管理しております。通常の改正もですね、毎年度メンテナンスをそのシステムにかけておりますけども、この度のコンマを点に直すものにつきましては、全ての条例・規則が該当となりますので、少し経費が増額となります。令和8年度当初予算で55万円、業務委託料に追加で提案をさせていただいてるところでございます。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田副委員長 ないようですので、以上で議案第18号に係る質疑を終了します。

続いて議案第20号「三次市旅費支給条例（案）」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田部長。

○桑田総務部長 はい。続きまして議案第20号「三次市旅費支給条例の全部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。本案は、令和6年の国家公務員等の旅費制度の改正に準じまして、旅費条例等を改正するため、三次市旅費支給条例の全部を改正しようとするものであります。国家公務員の旅費法の改正につきましては、出張赴任に伴う費用の支給基準を根本から見直すものでありまして、宿泊費、交通費、日当といった各項目の支給ルールが大幅に更新されております。本市においても、本案により規定体系をすべて見直すものでございます。

改正の主な内容についてご説明申し上げます。最初に、新たに採用された職員の旅行のうち、本市の要請、またはその他市長が認める場合による移転、または転任の旅行を赴任の対象範囲として規定するものです。次に、これまで規定のなかった旅費の請求手続きについては、概算払と精算払

について規定する他、領収書の提出を省略できる内容の規定を追加するものです。次に、宿泊費については、これまで全国一律でございましたが、都道府県単位で宿泊費基準を定め、上限付きで実費支給するものでございます。なお、都道府県別の宿泊費基準は、別途旅費規則に規定いたしますけれども、主なものを申し上げますと、一般職の場合、最高額になる東京都や京都府などが1万9000円。大阪府や広島県などが1万3000円。愛知県や高知県などが1万1000円。一番低い額の鳥取県や山口県などが8000円となります。次に、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として、新たに宿泊手当を定額支給するものでございます。金額は別途、旅費規則に規定しますが、素泊まりですと1当たり2400円の支給となります。この宿泊手当の新設に関連しまして、現在あります旅行雑費は廃止します。今後は、旅行先での移動に要する費用は、旅行雑費で手当てしておりますけれども、その他の交通費の新設によりまして、鉄道、船舶及び航空機以外を利用して移動する場合の運賃も、全て実費支給となります。その他、特急料金の片道100キロ以上の距離規定の廃止、旅費に相当する額の旅行代理店等への直接支払いを可とする規定、移動と宿泊が一体のパック旅行に旅費を支給する包括宿泊費の新設のほか、旅費の条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者に対し、旅費の返還を求めるとともに、給与控除を可能とする規定を新設するものでございます。また、本案の改正に伴いまして、旅費条例の規定を引用する関係条例の修正や、引用する地方自治法の条項ずれを修正するため、附則において関係する5条例の一部改正を行うものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和8年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○山田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

藤井議員。

○藤井委員 はい。1点だけ。先ほどの説明の中に鉄道、航空、あと何でしたっけ、公共交通以外の部分で、今、ホテルってなかなか取れなくて、駅の周辺で取ろうと思うと。ちょっと離れたところに、ホテルをどうしてもそこしかないという場合に、バスとかそういったもので移動しなきゃいけないという状況が出たときに、朝の交通渋滞とか、そういったものが考えられる中で、タクシー利用というのをした場合ですね、これはどういうふうな扱いになっていくのかということをお聞かせいただきたい。市長が認める特別な事項になるのか、それとも先ほど説明の中の、その他の交通機関という中に含まれるのか。お伺いをいたします。

○山田副委員長 瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。タクシー利用につきましては、その他の交通費の中へ含まれることとなります。ただ、交通機関の選定にあたりましては、経済的かつ合理的に経路を定める必要がありますので、その旅行の経路を決定するにあたりまして、合理的な理由があれば、タクシーも利用できるというふうに考えております。例えば、1日のうちに会議があって、また別の場所で会議がある中の移動で、時間的制約があってタクシーじゃないと間に合わないでございましてとか、例えば、ホテルから会場まで公共交通機関がないでございましてとか、そういった合理的な理由があれば、タクシーを利用できるというふうに考えておりますので、同じような方針で対応していきたいと考えてお

ります。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 他にないようですので、以上で議案第20号に係る質疑を終了します。

続いて議案第42号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田部長。

○桑田総務部長 はい。それでは議案第42号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正に準じまして、給与条例を改定するため、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、自動車等により通勤する職員に対し、1ヶ月当たり6万6400円を超えない範囲内で、使用距離区分に応じて通勤手当を支給するものです。使用距離区分に応じた支給額は、別途、通勤手当支給規則に規定いたしますが、使用距離60km以上について、新たに5kmごとに区分を設け、100km以上の区分について、最大6万6400円の支給となるものでございます。また、自動車等により通勤する職員が民間駐車場を使用する場合、月額5000円を上限として駐車場使用に係る通勤手当が支給できるようにするものでございます。

施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○山田副委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。質疑はありませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 この件に関しまして、ちょっと先般、近隣市町で、これは住居手当だったと思うんですけども、ちょっと不正関係があったということで、通勤手当等ですね、きっちり申告されているかどうかというのを確かめられているのか、そこらあたりちょっとお聞かせ願えますか。

○山田副委員長 瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。先般、他の自治体で不正受給があったというふうに、私の方も確認をしております。各手当によって確認方法は様々ございますけども、例えば住居手当でございましたら、不動産会社との契約書の写しの提出を求めたりですね、あと、扶養手当などでありましたら、配偶者の所得の状況なども資料を提出いただいて、支給対象であるかということは確認をしているところでございます。この度、他の自治体の例につきましては、完全に不正行為といたしますか、犯罪行為でございまして、そういったことはあってはならないと考えておりますけども、なかなかそういった不正行為というのは防ぎ、確認しづらいという面がありますので、そこにつきましては定期的にはですね、注意を促したりですね、ということをやっているところでございます。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ないようですので、以上で議案第42号に係る質疑を終了します。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(総務部 総務課退室 危機管理監 危機管理課入室)

○山田副委員長 続いて、議案第21号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

危機管理監の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 はい。それでは、危機管理監が所管する議案につきましてご説明いたします。議案第21号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明いたします。

議案第21号は、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員に関する法律別表第4イ公安職俸給表(一)が改定されましたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われました。そのため、関係条例であります三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、条例第5条第2項第2号に定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額につきまして、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を現行の9700円から1万円に、最高額を現行の1万4500円から1万5000円に引き上げようとするものです。次の第3項及び別表に係る改正は資料ご覧ください。「2提案内容の要旨」の上の表は、別表に係る改正をまとめたもので、消防団員の階級と勤続年数に応じて引き上げの改正をしようとするもので、下の括弧内の数字は現行の補償基礎額です。次に第3項「扶養に係る補償基礎額の加算額」については、同項第1号「配偶者に係る加算額」は、現行の100円を廃止し、現在は第2号に係る該当する号を第1号該当に改めまして、1人につき現行の383円から433円に引き上げ、現在、第3号から第6号に規定する扶養親族を、それぞれ第2号から第5号へ繰り上げて規定しようとするもので、金額に変更はございません。現在の受給者、三次市における受給者に係る今回の改正による影響額は、資料に記載のとおりです。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

中原委員。

○中原委員 はい。すいません、参考資料もいただいておりますけども、この部長、班長、団員ということを書いてあるんですけども、班長はこれまでの経歴ってことで理解していいのか、今はもう班長という役職がないように理解しとったので、その辺をちょっと説明していただきたいなと思います。

○山田副委員長 石田課長。

○石田危機管理課長 はい。おっしゃいますように、班長の階級は現在、運用ございませんが、現在の条例で言いますと、経過措置として班長が部長及び団員の額として位置付けられているため、表に残っているものです。今回の改正では、班長の規定の方はございません。ですので、以降、班長の規定というのは無くなる、経過措置として残っているだけというふうにご理解いただきたいと思っております。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 他にないようですので、以上で議案第21号に係る質疑を終了します。

続いて、議案第39号「工事請負契約の一部変更について」の審査を行います。

危機管理監の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 はい。それでは議案第39号をご覧ください。上志和地排水機場 No.1 主ポンプ分解整備工事分につきまして、令和7年9月の定例会におきまして、株式会社山産備北営業所を相手方とする1億8370万円の工事請負契約をご議決いただいております。これを2912万1400円増の2億1282万1400円とする変更契約をご議決願うものです。

その内容は、点検整備を行うこととしておりました原動機部分につきまして、老朽化に対応するため、その内容を分解整備に変更しようとするものです。説明資料の下の図をご覧ください。本件は、変更契約に必要な予算として2億1290万円とする増額補正を、先の12月定例会においてご議決いただいております。今回、変更する施工箇所は、次の添付資料の赤で囲んである部分、原動機の分解整備で、その設計については広島県の審査を受け、増額となる事業費を算出しております。また、現在の契約の工期、令和9年3月19日については変更はございません。今回の整備により、除塵機を除いて、概ね整備が終わることとなります。残事業につきましても適切な予算確保と、出水期を避けた工期を取ることで進めるように考えております。

危機管理監からの説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田副委員長 ただいま議案に係る説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ないようですので、以上で議案第39号に係る質疑を終了します。危機管理監の皆さんありがとうございました。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(危機管理監 危機管理課退室 地域共創部 まちづくり交通課入室)

○山田副委員長 それでは続いて議案第22号「三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)」の審査を行います。

地域共創部の説明を求めます。

呑谷部長。

○呑谷地域共創部長 議案第22号「三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）」について説明いたします。

当案は、横谷ふるさとセンターを普通財産に変更することに伴い、三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止するものです。改正内容ですけれども、横谷ふるさとセンターについては、長年にわたり、地元での活用について協議してきましたが、建築基準法上の消防設備不備や、水源確保が困難であるなどの課題もあり、いずれの活用策も実現に至らず、布野町まちづくり連合会での指定管理の継続は困難との申出により、令和6年度末をもって指定管理を終了し、令和7年度からは本市で直営管理を行ってきました。この度、普通財産に変更するため、条例廃止を行うものです。

施行期日は令和8年4月1日からとしています。

よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○山田副委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 はい。議案第22号の件ですけれども、当初の、平成8年ということだったんですけども、当初の事業費を教えてくださいたいのと、今後の利用のイメージですよね。予定とか、売買とか、そういったものが分かれば示していただきたいと思います。

○山田副委員長 伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。まず、当時の建設の事業費でございますけれども、用地収入であるとか造成費用、建築一式工事等を含めまして8億3148万9000円となっております。今後につきましては、一旦、普通財産として市が管理をするという形で、令和8年度以降でサウンディング調査を行いまして、民間利用の可能性も含めて調査をしていきたいと考えております。

○山田副委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 具体的には全国に発信して、こういう利用方法を探っていくということでしょうか。もう一部、どっかに任せるみたいな感じですか。

○山田副委員長 伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。これまでもですね、民間の利用も含めて広く、いろいろな活用策を検討する中で、幾らか使いたいというようなところはあったんですけども、結果的にはそこまで至っていないというような形ですね、現在に至っております。今後につきましても、最終的にですね、もう一度活用策を探るということで、広くサウンディング調査でいろいろ声を聞かせていただきたいと考えております。

○山田副委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 当初事業が8億、今だったら、そんなもんじゃできないと思いますし、まだ30年しか経っていないんで、まだまだ新しいですから、是非しっかり、もう使い道がないんでもう壊すということのないように、是非、お願いしたいと思います。以上です。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員 今、これからまたサウンディング調査を始めて利活用方法を模索するというお話でしたけれども、これ、布野町のまちづくり連合会さんなんか、長い間、指定管理を受けられて、おそらく何らかの形で活用しようとか、活用案とか、そういったものは、おそらく地域共創部以前だから、地域振興部か、そのあたりでいろいろお話もされてたと思うんですけど、これまで出てきた案であるとか、あそこを利活用したいというプランであるとか、そういったものを具体的にどういったものが今まであったかというのを1つ聞きたいのと、今の説明の中にありました水であるとか、あとは消防法の関係であるとか、足かせになってる部分があると思うんですけど、ということは、もし、これからですね、そういったところを改善、改修した上で、サウンディング調査するのにかしないのかで全然変わってくると思うんですね。そういったお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければというふうに思います。以上、2点お願いします。

○山田副委員長 伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。まず、利活用にあたっては、地元地域の方ではイベント等で活用策を模索してこられた経緯もあります。また、民間からの声掛けでございますけども、出版や映画などを手がける総合エンターテイメント企業より、アニメ制作スタジオや、社員研修の場としての活用といった形、また冠婚葬祭を生業とする企業より、結婚式場としての活用であるとか、フリースクール等としての活用といった複数案、これまで問い合わせ等ありましたけども、いずれもですね、コロナの影響であるとか、資金面のやりくりであるとか、そういったところで実現には至ってない状況にあります。今後につきましてはですね、やはり今、指示をいただいている消防法の関係と建築法の関係でですね、いただいている消防設備につきましては、学校施設であるという形で今、消防設備が整備されてます。それがですね、使用用途が変わるということで、当然、学校施設であるということで免除されていた部分がですね、免除がなくなるということで、そこがですね、最終的にどういった利活用するかで、消防設備についてもですね、どのような設備をしていかなきゃいけないというような形になりますので、サウンディング調査につきましては、そういった条件があります。消防設備の改修が必要であるとか、水の関係もありますので、そういったところの条件を付して、調査を行いたいというふうに今、考えております。

○山田副委員長 藤井委員。

○藤井委員 はい。いろいろ、ちょっとわかりやすく教えてください。例えば、あそこでカフェをやりたい人がいる。入ってすぐの、教室一角だけでも、という時に何があれになるんですか、障害になるんですか。

○山田副委員長 伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。不特定多数の方が利用されるという設備になりますので、今の布野の横谷元小学校はですね、木造でありますので、そういった耐火とかですね、壁材も含めてですね、そういった設備のやりかえであるとか、あと避難のところですね、避難誘導とか、そういったところのやりかえも必要になってくるというような形と、あと当然カフェをやるということに

なると、水が必要になります。今、井戸水を使用してるんですけども、現在、水もなかなか厳しい状況にあります。で、それが飲適かどうかも含めてのところもありますので、また実際にですね、またボーリングをするにしても、水源があるという確約は今のところは確認できておりませんので、そういったところの費用もちょっと不透明なところもありますので。はい。

○山田副委員長 他に質疑ありますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 藤井委員の質問にちょっと補足なんですけれども、現在の建物やインフラの中で、今の状態っていうもので非常に大規模な改修が必要だとか、例えば、先ほどは消防設備の不備などで用途に合わせてそれを整備する必要があるって言われたんですけども、現状の中で非常にもう危険な場所だったりとか、そういった箇所っていうものがどれぐらいあるのか、そのあたり、ちょっと状態について詳細をお伺いしたいと思います。

○山田副委員長 牧原布野支所長。

○牧原布野支所長 はい。今、お問い合わせの件でございますが、消防設備についての指摘は出ておりますが、建物本体について、大きな危険箇所というのはありません。ただ、年数が経過しておりますので電気設備等、これまで電気保安点検等で指摘がされておりますが、いずれも令和6年度までの指定管理の中での改修でありますとか、市での改修で修繕が行われているものですので、大きな危険というものはありません。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 質疑がないようなので、以上で議案第22号の質疑を終了いたします。危機管理監の皆さん、ありがとうございました。ごめんなさい。地域共創部の皆さん、ありがとうございました。はい。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(地域共創部 まちづくり交通課退室 経営企画部 企画調整課入室)

○山田副委員長 それでは続いて、議案第35号及び議案第36号の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を一括して審査します。

経営企画部の説明を求めます。

笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 総務常任委員会に付託されました、経営企画部が所管しております議案2件について、順次ご説明をさせていただきます。最初に議案第35号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」説明をさせていただきます。

辻・山城・徳市辺地内におきます、市道徳市535号線の改良工事を実施するため、辻・山城・徳市辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することにつきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものです。地域の生活道でありますこの市道は、幅員が狭隘で車両同士のすれ違いが困難となっており、本市道を整備することによりまして、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

続きまして、議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

小童辺地内におきます市道小童36号線の改良工事を実施するため、小童辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することにつきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものです。地域の生活道でありますこの市道は、同様に幅員が狭隘で車両同士のすれ違いが困難となっております。この本市道を整備することによって、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

以上よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○山田副委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

徳岡委員。

○徳岡委員 はい。それぞれのところで質問させていただきたいんですけども、それぞれこれまでに対象になる道路で、事故や救急搬送などのような事例が今までであったのか。今回、小童ともう1つのところの2件を工事されるということで、その優先順位は策定計画に則ってということだとは思いますが、その優先順位というものを配慮される時に、そういったところを考えて、今回の2件の工事というところに至ったのかというところをお伺いします。

○山田副委員長 加藤課長。

○加藤企画調整課長 担当部署の方から、直接的にそういった事例が何件あったというところまでは聞いてはおりませんが、先ほどおっしゃられたとおり、整備について優先順位をつける上で、やはり狭隘であったり、見通しが悪いといったところで優先順位をつけながら、整備計画の方を担当部署の方で作って整備を進めておりますので、そういったところで、この度はこの2つの道路について、整備の方の優先順位からすると、整備をしていくという方針であったものでございます。

○山田副委員長 他に質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員 はい。2件、いっぺんに質問させていただきます。理解として、35号については、これまでの5年間の整備計画プラス1年で140メートルを整備するという計画だというふうに認識でいいのでしょうかというのが1つと、36号は継続事業として4年間で460メートルを整備していくというふうな理解でよろしいのか、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

○山田副委員長 加藤課長。

○加藤企画調整課長 はい。おっしゃられますとおり、市道徳市535号線につきましては、その隣り合う553号線の整備も含めまして、これまでの整備を進めてきたところですので、残りの整備部分、整備を予定している部分につきまして、8年度の1年間で整備を完了していくというところを考えております。また、小童36号線につきましても、おっしゃられたとおり4年間で、残っている460メートルのところの整備を進めていくという計画でございます。

○山田副委員長 藤井委員。

○藤井委員 はい。事業として継続性があるもんだと思うんですけど、これ、業者の選定というのは入札になるんですか。それとも随契みたいな形でやられ、継続性を見るとそういう感じがいいのかなと思ったりもするんですけど。そのあたりはどのようにお考えかお聞かせください。

○山田副委員長 加藤課長。

○加藤企画調整課長 基本的には単年度ごとでの工事の執行となりますので、基本的にはやはり入札という形での工事執行になるものと思っております。

○山田副委員長 他に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 他にないようですので、以上で議案第35号及び議案第36号に係る質疑を終了します。経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

以上で、現地確認を除く議案の審査を終了します。13時から現地確認を行いますので、委員会委員の皆さんは、1階正面玄関へお集まりください。現地確認が終了し、帰庁後、議案ごとに採決を行いますのでよろしく願いいたします。

ここで一旦休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後3時25分 再開

○山田副委員長 委員会を再開します。それではこれより議案9件の採決を行います。配布しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決をいたします。

それではまず、議案第18号「三次市条例の読点の表記を改める条例(案)」について討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「三次市旅費支給条例(案)」について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)」について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「三次市過疎地域持続的発展計画の策定について」討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「工事請負契約の一部変更について」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手を願います。ありませんか。

はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。42号の「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」なんですけど。弓掛委員からも話があったように、定期的の実態調査を行うように促していただきたいという意見を付していただきたいというふうに思います。あと、たちまち、そちらをお願いしたいと思います。

○山田副委員長 他にございますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 議案第22号「三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)」に関しまして、しっかりとPRして広くサウンディング調査を行い、早期の活用につなげていただきたいということを付していただけたらと思います。

○山田副委員長 他にございますか。

藤井委員。

○藤井委員 連合審査の過疎地域持続的発展計画の件なんですけど、想定し得るあらゆるものを盛り込まれた計画ではあると思うんですけど、三次市において、その時々課題に合わせたものをしっかり精査して、変更点があった場合には、それを1年ごとに更新できると思うんですけど、そういう内容をしっかり精査した上で、組み入れて有利な財源として使っていただきたいというふうに、付け加えていただければと思います。連合審査の中で、いろいろ細かいことを、項目はどこ

に当たるんかとかいうふうな話ではありましたが、今、三次市が抱えてる課題の中で、必要な財源というのは、その年度々々で考えられると思うんで、しっかりと三次に資する、三次の福祉向上に資する予算づけをしていただきたいというふうに付けていただきたいと思います。

○山田副委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 補足なんですけれど、今の藤井委員の意見に、ちょっと同じような形にはなるかと思うんですけども、過疎対策に資するような事業にしっかりと予算編成を行っていただき、執行していただきたいということで、付けていただけたらと思います。

○山田副委員長 はい。他にございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 先ほど徳岡委員が言われた22号ですね、横谷ふるさとセンターの件ですけども。先ほど現地を見て、皆さん委員全員の方が感じられたことだと思うんですけども、非常にまだ施設として使える状況にあるということで、言葉を言えば、もったいない施設だというふうに思う。皆さん感じたと思うんですよ。今後の利活用については、先ほどあったように、発信の仕方ですね。発信の仕方をホームページだけとかいうような話もあったんですけど、そうじゃなしに、いろんなSNSを使った発信をして、やっぱり施設の魅力を感じてもらうようなことに努めていただきたいと思います。強く思いました、ということ意見を付してください。

○山田副委員長 はい。他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 はい。ただいま様々な意見が出ました。お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどのご意見等を参考にし、作成したいと思います。なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田副委員長 異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

皆さん、お疲れ様でした。

午後 3 時 36 分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月4日

総務常任委員会

委員長 伊藤 芳 則